



島根県報

平成29年10月20日（金）

第2,948号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

【告 示】

平成29年度第4次自衛官募集 (防 災 危 機 管 理 課) 3

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 4

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出 (") 4

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 (") 5

生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出 (") 5

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 5

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（2件） (高 齢 者 福 祉 課) 6

保安林の指定施業要件の変更 (森 林 整 備 課) 6

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (中 小 企 業 課) 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

(1) 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
カールフィッシャー水分計	1時間につき	4,020円
コーン/プレート型粘度計	1時間につき	60円
動的接触角計	1時間につき	60円
微粒子可視化システム	1時間につき	310円
高速度カメラシステム	1時間につき	330円
リバースモデリングシステム	1時間につき	110円
三相交流負荷模擬システム	1時間につき	470円

(2) 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
味認識装置	1時間につき	550円

2 施行期日

平成29年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第51号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

塗装ブース	1時間につき	350円
-------	--------	------

を

に、

塗装ブース	1時間につき	350円
カールフィッシャー水分計	1時間につき	4,020円
コーン/プレート型粘度計	1時間につき	60円
動的接触角計	1時間につき	60円

を

小型マシニングセンタ	1時間につき	630円
------------	--------	------

小型マシニングセンタ	1時間につき	630円
------------	--------	------

微粒子可視化システム	1時間につき	310円
高速度カメラシステム	1時間につき	330円
リバースモデリングシステム	1時間につき	110円

に、

任意波形交流電力印加装置	1時間につき	60円
--------------	--------	-----

を

任意波形交流電力印加装置	1時間につき	60円
三相交流負荷模擬システム	1時間につき	470円

に改める。

別表第1の2の表中

レトルト殺菌装置	1時間につき	120円
----------	--------	------

を

レトルト殺菌装置	1時間につき	120円
味認識装置	1時間につき	550円

に改める。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

告 示**島根県告示第557号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成29年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集種目

男性・女性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者

3 応募締切

男性第6回・女性第4回 平成29年11月10日（金）

男性第7回 平成29年12月8日（金）

4 試験期日

男性第6回・女性第4回 平成29年11月11日（土）

男性第7回 平成29年12月9日（土）

5 試験会場

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

6 試験科目

筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験

7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	居宅療養管理指導	ウエーブたまち薬局	浜田市田町52-7	平成29年5月1日
株式会社 アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	介護予防居宅療養管理指導	ウエーブたまち薬局	浜田市田町52-7	平成29年5月1日
株式会社 アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	居宅療養管理指導	ウエーブいわみ薬局	浜田市浅井町878-9	平成29年10月1日
株式会社 アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	介護予防居宅療養管理指導	ウエーブいわみ薬局	浜田市浅井町878-9	平成29年10月1日
株式会社 アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	居宅療養管理指導	ウエーブシティパーク薬局	浜田市相生町1391-8 シティパーク1階	平成29年10月1日
株式会社 アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	介護予防居宅療養管理指導	ウエーブシティパーク薬局	浜田市相生町1391-8 シティパーク1階	平成29年10月1日
株式会社 アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	居宅療養管理指導	ウエーブ江津調剤薬局	江津市江津町1140-5	平成29年10月1日
株式会社 アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	介護予防居宅療養管理指導	ウエーブ江津調剤薬局	江津市江津町1140-5	平成29年10月1日

島根県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
株式会社 エス	広島県広島市西	居宅療養管理指導	スイング薬局益	エスマイル薬局	益田市中島町口	平成29年8

マイル	区商工センター 六丁目1番11号	介護予防居宅療養 管理指導	田店	益田店	605-1	月1日
-----	---------------------	------------------	----	-----	-------	-----

島根県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
出雲医療生活 協同組合	出雲市塩冶町1 536-1	訪問看護	出雲看護サービ スセンター	出雲市大津町 1941	出雲市塩冶町 1287-10	平成29年7 月1日
出雲医療生活 協同組合	出雲市塩冶町1 536-1	介護予防訪問看護	出雲看護サービ スセンター	出雲市大津町 1941	出雲市塩冶町 1287-10	平成29年7 月1日

島根県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社HA MADAグル ープ	兵庫県伊丹市 大鹿4-73- 201	介護予防通所 介護	さくらリハビ リデイサービ ス	さくらデイサ ービス	松江市山代町 473番地1	松江市大庭町 1808-10	平成28年2月 24日

島根県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
出雲医療生活協同 組合	出雲市塩冶町1536-1	訪問看護	にし出雲訪問看護 ステーションたん ぼぼ	出雲市塩冶町1287- 10	平成29年6月30日
出雲医療生活協同	出雲市塩冶町1536-1	介護予防訪問	にし出雲訪問看護	出雲市塩冶町1287-1	平成29年6月30日

組合		看護	ステーションたんぽぽ	10	
医療法人加藤医院	安来市安来町662-1	居宅療養管理指導	医療法人加藤医院 歯科口腔外科	安来市安来町662-1	平成29年4月28日
医療法人加藤医院	安来市安来町662-1	介護予防居宅療養管理指導	医療法人加藤医院 歯科口腔外科	安来市安来町662-1	平成29年4月28日
株式会社 松江テクノサービス	松江市宍道町伊志見町493番地1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 出雲すずかけの樹	出雲市荒茅町2780番地28	平成29年8月4日

島根県告示第563号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ひまり	訪問介護	ヘルパーステーションひまり	出雲市馬木町224-1	平成29年10月1日
	介護予防訪問介護	り		

島根県告示第564号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社浜野屋	訪問介護	訪問介護事業所 Smile	江津市都野津町2372-6	平成29年10月7日
	介護予防訪問介護	Garden つのづ		

島根県告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月19日農林水産省告示第1319号

- 2 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ホームセンタージュンテンドー乃木店 島根県松江市浜乃木六丁目1番32号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社宅和殖産 代表 宅和 敏夫 島根県松江市浜乃木五丁目1-52

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,996平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成19年2月1日

2 届出年月日

平成29年10月11日